

随意契約によることができる場合の基準

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

国立研究開発法人日本医療研究開発機構においては、随意契約によることができる場合の基準として「会計規程」及び「契約事務の取扱に関する達」で以下のように明記しています。

「会計規程」関連部分抜粋

(随意契約)

第34条 次の各号の一に該当するときは、前2条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - (2) 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき。
 - (3) 競争に付すことが、不利と認められるとき。
 - (4) 早急に契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
 - (5) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構業務方法書第10条に規定する業務委託契約を締結するとき。
2. 前項各号に規定する場合のほか、契約に係る予定価格が少額である場合又はその他別に定める場合は、随意契約によることができる。

「契約事務の取扱に関する達」関連部分抜粋

(随意契約によることができる場合)

第30条 会計規程第34条第1項第1号から第4号までに該当する場合において、随意契約によるうとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

2. 会計規程第34条第2項の規定により、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 契約に係る予定価格が次に掲げる少額の契約であるとき。
 - ア 予定価格が160万円を超えない財産の買入れ
 - イ 予定価格が250万円を超えない工事又は製造の請負
 - ウ 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件の借入れ
 - エ 予定価格が50万円を超えない物件の売却
 - オ 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件の貸付け
 - カ 工事又は製造の請負、物件の売買及び物件の貸借以外の契約で、その予定価格が100万円を超えない契約
 - (2) 既に保有する物品等と一体として、又は特に強い関連を持たせて使用する必要があるとき。
 - (3) 土地又は建物の買入又は借入をするとき。

- (4) 運送又は保管をさせるとき。
 - (5) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
 - (6) 国、独立行政法人、地方公共団体その他の公法人与契約するとき。
 - (7) 外国で契約するとき。
 - (8) 機構が委託した試験研究の成果に係る財産を当該試験研究の受託者等に売却するとき。
 - (9) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
 - (10) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に定める障害者就労施設等と契約するとき。
 - (11) 法令による価格の額の指定のある場合における当該物品の買入れ若しくは売払い、法令による賃貸料の額の指定のある場合における当該物品の貸付け若しくは借入れ又は法令による加工賃の額の指定のある場合における当該物品の加工について契約をするとき。
 - (12) その他事業運営上の特別の理由があるとき。
- 3. 契約担当職は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約にすることができる。この場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 4. 契約担当職は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約にすることができる。この場合には、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 5. 前 2 項に規定する場合において、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合には、当該価格又は金額の制限内で 2 人以上に分割して契約をすることができる。

(随意契約の相手方)

第34条 契約担当職は、第32条の規定により見積書等を徴取したときは、その内容を比較検討の上、予定価格の制限の範囲内で有利な価格又は機構にとって最も優れた企画案を提示した者を随意契約の相手方とするものとする。

- 2. 特殊な技術または設備等が不可欠であるため仕様を満たせる者が特定の 1 者しかいない可能性が高い案件においては、当該案件の仕様等の要件を明示して公募を行うことができるものとし、公募により他に参加可能な者がいないことが確認できた場合は、当該特定の 1 者を随意契約の相手方とするものとする。
- 3. 契約の性質上、複数の相手方と契約することが必要な場合は、仕様等の要件を明示して公募を行い、当該要件を満たす者全てと契約するものとする。

以 上